

名古屋港管理組合公報

令和2年4月15日
(水曜日)
第21号

目次

○職員の条件付採用の期間の延長に関する規則	1
○職員の臨時的任用に関する規則	2
○勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
○職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	5
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則	6
○特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則	7
○給与条例施行規則の一部を改正する規則	9
○管理職手当規則の一部を改正する規則	10
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則	12
○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	13
告 示	
○港湾施設の廃止	14
○港湾施設の変更	15
○港湾施設の使用停止	16
訓 令	
○被服貸与規程の一部改正	17
監 査 公 表	
○定期監査の結果の公表	18
○財政援助団体等の監査結果の公表	19
議 会 事 項	
○3月定例会名古屋港管理組合議会の結果	25
○職員の人事異動	25
監 査 委 員 事 項	
○職員の人事異動	26
雑 報	
○職員の人事異動	26

規 則

職員の条件付採用の期間の延長に関する規則を公布する。
令和二年四月十五日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第三号

職員の条件付採用の期間の延長に関する規則
(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條及び第二十二條の二第七項の規定に基づき、職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項を定めるものとする。

(条件付採用の期間の延長)

第二条 職員が条件付採用の期間の開始後六月間において実際に勤務した日数が九十日に満たない場合においては、その日数が九十日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後一年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

2 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、「条件付採用の期間の開始後一年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

(委任)

第三条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

職員の臨時的任用に関する規則を公布する。

令和二年四月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第四号

職員の臨時的任用に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の三第四項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第二条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でない者を、六月を超えない期間で臨時的に任用することができる。

一 災害その他重大な事故のため、採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間当該職を欠員にしておくことができない緊急の場合

二 当該職が臨時的任用を行う日から一年以内に廃止されることが予想される臨時のものである場合

(臨時的任用の更新)

第三条 前条の規定による臨時的任用は、六月を超えない期間で更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、更新した臨時的任用を再度更新することはできない。

(退職)

第四条 臨時的に任用された者は、その任用期間の満了によつて当然退職するものとする。

(委任)

第五条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年四月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第五号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「以下「条例」という。）第二条第一項に規定する勤務時間は、一週間につき三十八時間四十五分」を「附則第二項を除き、以下「条例」という。）第二条第二項の規定に基づく勤務時間は、一週間につき三十時間」に改め、同条第二項中「七時間四十五分」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、午前八時四十五分から午後三時四十五分までの間において一日六時間）」を加え、同条第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 任命権者は、次に掲げる事由に該当する職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間の割振りについて、始業及び終業の時刻について職員の申出を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、職員の申出を経て、別表に定める勤務時間の割振りの間において一日七時間四十五分とすることができる。

一 満九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のある職員が当該子を養育する場合

二 小学校に就学している子（前号に規定する子を除く。）のある職員が当該子を送迎するため、職員の住居以外の場所

に赴く場合

三 職員が要介護者（条例第十四条の二第一項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）を介護する場合

四 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして医師等の指導を受けた場合

五 障害のある職員が勤務時間の割振りに関し配慮を必要とする場合

六 傷病の治療等のために病院等に通院する職員が勤務時間の割振りを変更することが相当であると認められる場合

七 前各号に掲げる場合のほか、任命権者が必要と認める場合

4 任命権者は、前項各号に掲げる事由に該当する再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りについて、始業及び終業の時刻について職員の申出を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第二項の規定にかかわらず、職員の申出を経て、午前八時四十五分から午後三時三十分まで又は午前九時から午後三時四十五分までの間において一日六時間とすることができる。

第一条の五第四項中「（条例第十四条の二第一項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）」を削る。

第三条第二項中「前の年次」を「前の年度」に、「八時間」を「一単位」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、一単位につき当該職員の日当たりの正規の勤務時間（一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げる。）の時間年休を利用することができる。

第三条第三項中「前の年次」を「前の年度」に、「当該年次」を「当該年度」に改める。

第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 再任用短時間勤務職員の年次休暇は、条例第十二条第一項に規定する日数とする。

第四条第二項中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の場合において、条例の適用を受ける職員（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）を除く。以下同じ。）となつた日の直前の四月一日以降において既に利用した年次休暇があるときは、条例及びこの規則の規定により利用したものとみなす。

第四条の二の見出し中「一の年次」を「一の年度」に改め、同条各号列記以外の部分中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に、「一の年次に」を「当該年度に」に、「その年次」を「その年度」に、「一の年次を」を「一の年度を」に、「当該年次」を「当該年度」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第十三条第二項に規定する「継続」は、退職した職員が、退職の日の属する月の翌月の末日までに再び職員となつた場合を含むものとする。

第五条第二項中「八時間」を「当該職員の日当たりの正規の勤務時間（一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げる。）」に改める。

第八条第二項中「一日を一単位として利用するものとする」を「第三条第二項及び第四項の規定を準用する」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「前の年度から繰り越された年次休暇のうちから一日を一単位として」とあるのは「一日を一単位として」と読み替えるものとする。

第八条第三項を削る。

第九条第三項中「及び第三項」を削る。

第九条の二中「第三条の二第一項」を「第三条の三第一項」に改める。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（非常勤職員の勤務時間等）

第十一条 非常勤職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内とする。

2 非常勤職員の週休日は、少なくとも一週間に一日又は四週間を通じて四日を下つてはならない。

3 非常勤職員の休憩時間、超過勤務及び休日は、非常勤職員以外の職員の例によるものとする。

4 非常勤職員の休暇は、代日休暇、年次休暇、特別休暇（女性職員の出産の場合、女性職員が生理のため勤務が著しく困難である場合、職員の結婚の場合及び忌引の場合に限る。）、介護休暇及び臨時休暇とする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（勤務時間及び休暇に関する条例第十二条から第十五条までの規定の適用に関する経過措置）

2 勤務時間及び休暇に関する条例第十二条から第十五条までの規定（以下「特定規定」という。）の適用については、非常勤職員又は当該条例の適用を受けない職員が当該職員として勤務していた期間に本組合の条例、規則その他の規程によ

り利用した特定規定による休暇に相当する休暇がある場合は、当該休暇を特定規定により利用した休暇とみなす。
附則の次に次の別表を加える。

別表（第一条関係）

勤務区分	勤務時間の割振り
A	午前七時四十五分から午後四時十五分まで
B	午前八時十五分から午後四時四十五分まで
C	午前八時四十五分から午後五時十五分まで
D	午前九時から午後五時三十分まで
E	午前九時三十分から午後六時まで
F	午前十時から午後六時三十分まで
G	午前七時四十五分から午後四時三十分まで
H	午前八時十五分から午後五時まで
I	午前九時十五分から午後六時まで
J	午前九時四十五分から午後六時三十分まで

別記様式第三及び別記様式第四中「第3条の2選系」を「第3条の3選系」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

職員の子育休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年四月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第六号

職員の子育休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の子育休業等に関する条例施行規則（平成四年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（育児休業をすることができる非常勤職員）

第三条 条例第二条第五号イ③に規定する「管理者が定める非常勤職員」とは、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上であるものとする。

第三条の二第一項第二号中ハを削り、ロをハとし、同号イ中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削り、同号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員のうち一会計年度における任期が六月未満である者（任命権者が別に定める職にある者を除く。）であった期間

第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

（育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

第三条の二 条例第二条の三第三号ロに規定する「管理者が定める場合」とは、次に掲げる場合とする。

一 条例第二条の三第三号ロに規定する当該子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

一 常態として条例第二条の三第三号ロに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第二項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

イ 死亡した場合

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になつた場合

ハ 当該子と同居しないこととなつた場合

ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

2 前項の規定は、条例第二条の四第二号に規定する「管理者が定める場合」について準用する。この場合において、同項中「一歳到達日」とあるのは、「二歳六箇月到達日」と読み替えるものとする。

第三条の三の次に次の一条を加える。

（部分休業をすることができる非常勤職員）

第三条の四 条例第六条第二号に規定する「管理者が定める非常勤職員」とは、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上であるものであつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。

第四条中「条例第七条の規定の適用」を「部分休業の承認」に、「同条中「二時間」とあるのは「二時間（専念義務免除の承認を得ている職員については）」を「一日を通じて」に、「時間を減じた時間」を「承認を得た時間を減じた時間を超えない範囲内で行うもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日を通じて当該職員の一日常たりの正規の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（当該職員が専念義務免除の承認を得ている場合は、当該時間から当該専念義務免除の承認を得た時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する条例施行規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年四月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第七号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「該当する場合」の下に「（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二條の二第一項各号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち、一週間の勤務日数が三日以上とされている職員又は週以外の期間によつて勤務日数が定められている職員で一年間の勤務日数が百二十一日以上であるものであり、かつ、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものであつて、引き続き在職した期間が一年以上であるものにあつては第五号、第七号の三、第八号、第八号の五、第十号、第十号の二及び第十三号から第十六号までの規定に該当する場合、その他の会計年度任用職員にあつては第五号、第七号の二の二から第八号まで、第八号の五、第十号、第十号の二及び第十三号から第十六号までの規定に該当する場合を除く。）」を加え、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが困難である場合

二 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険を回避する場合

第一条第四号を次のように改める。

四 削除

第一条第七号中「満十二歳」の下に「(会計年度任用職員にあつては満九歳)」を加える。

第二条第一項第一号中「第四号」を削り、同項第三号中「再任用短時間勤務職員(一週間の勤務日数が四日である者に限る。)については一年につき六十日以内、その他の再任用職員については一年につき七十五日以内)」を「臨時的に任用される職員については引き続き九十日以内、会計年度任用職員(六月以上の任期が定められている者又は六月以上継続勤務している者に限る。)のうち一週間の勤務日数が五日(週以外の期間によつて勤務日数が定められている職員にあつては一年間の勤務日数が二百七十日以上)である者については一年度につき七十五日以内、一週間の勤務日数が四日(週以外の期間によつて勤務日数が定められている職員にあつては一年間の勤務日数が百六十九日以上二百六十六日以下)である者については一年度につき六十日以内、一週間の勤務日数が三日(週以外の期間によつて勤務日数が定められている職員にあつては一年間の勤務日数が百二十一日以上百六十八日以下)である者については一年度につき四十五日以内、一週間の勤務日数が二日(週以外の期間によつて勤務日数が定められている職員にあつては一年間の勤務日数が七十三日以上百二十日以下)である者については一年度につき三十日以内、一週間の勤務日数が一日(週以外の期間によつて勤務日数が定められている職員にあつては一年間の勤務日数が四十八日以上七十二日以下)である者については一年度につき十五日以内、その他の会計年度任用職員のうち一年度の勤務日数が百二十一日以上である者については一年度につき四十五日以内、一年度の勤務日数が七十三日以上百二十日以下である者については一年度につき三十日以内、一年度の勤務日数が四十八日以上七十二日以下である者については一年度につき十五日以内、再任用短時間勤務職員(法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)のうち、法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)のうち一週間の勤務時間が三十時間であり、一週間の勤務日数が四日である者については一年度につき六十日以内、その他の再任用職員については一年度につき七十五日以内)」に改め、同項第四号中「満十二歳」の下に「(会計年度任用職員にあつては満九歳)」を加え、「八時間」を「当該職員の日当たりの正規の勤務時間(一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げる。以下同じ。)」に改め、同項第五号中「八時間」を「当該職員の日当たりの正規の勤務時間」に改め、同項第六号中「二時間」の下に「(会計年度任用職員にあつては、一日の正規の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間数が二時間を下回る場合は、当該減じた時間数(当該減じた時間数が負となる場合は零)」を加え、同項第七号中「八時間」を「当該職員の日当たりの正規の勤務時間」に改め、同項第十一号中「百二十分以内」の下に「(会計年度任用職員にあつては子が生後満一年に達する日までの間において、一日を通じてそれぞれ三十分以内の二回又は六十分以内)」を加え、同条第二項中「職員が」を「職員(会計年度任用職員及び再任用職員を除く。)」に、「地方公務員法」を「法」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 職員が職務に専念する義務を免除される日の直前に引き続き休日、代日休暇、年次休暇その他任命権者が特に認める事由により勤務しなかつた日のある場合、前項の規定にかかわらず、当該勤務しなかつた日は、第一項の日数に含めないものとする。

第二条第六項中「前項」を「第四項」に改め、「規定にかかわらず、」の下に「会計年度任用職員及び」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(第一条各号の規定の適用に関する経過措置)

2 第一条各号の規定の適用については、勤務時間条例の適用を受けない職員が当該職員として勤務していた期間に本組合の条例、規則その他の規程により利用した同条各号の規定による職務に専念する義務の免除に相当する休暇又は職務に専念する義務の免除の期間(以下「休暇等の期間」という。)がある場合は、休暇等の期間を同条各号の規定により職務に専念する義務を免除された期間とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年四月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成二十八年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則を公布する。

令和二年四月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第九号

特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則

（目的）

第一条 この規則は、特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（手当に相当する報酬）

第二条 地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）に支給する給与条例（昭和三十七年名古屋港管理組合条例第五号）第十条の二に規定する地域手当に相当する報酬の額は、当該会計年度任用短時間勤務職員が法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）として給与条例第十条の二の規定の適用を受けるものとした場合において支給される地域手当の額とする。

2 会計年度任用短時間勤務職員に支給する給与条例第十一条の二に規定する初任給調整手当に相当する報酬の額は、当該会計年度任用短時間勤務職員が会計年度任用職員として給与条例第五条及び第十一条の二の規定の適用を受けるものとした場合において支給される初任給調整手当の額に、当該会計年度任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）とする。

3 会計年度任用短時間勤務職員に支給する給与条例第十二条及び第十五条から第十七条までに規定する特殊勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当に相当する報酬の額は、当該会計年度任用短時間勤務職員が会計年度任用職員としてこれらの規定の適用を受けるものとした場合において支給される特殊勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当の額とする。

4 会計年度任用短時間勤務職員に支給する給与条例第十四条及び第十四条の二に規定する超過勤務手当に相当する報酬の額は、当該会計年度任用短時間勤務職員が会計年度任用職員としてこれらの規定の適用を受けるものとした場合において支給される超過勤務手当の額とする。この場合において、正規の勤務時間が割り振られた日（前項の規定により正規の勤務時間中に勤務した会計年度任用短時間勤務職員に休日給に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する一時間当たりの報酬額に乘じる割合は百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）とする。

（報酬の減額）

第三条 条例第五条の「管理者が定める場合」は、勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号）第十一条第四項の規定による特別休暇（女性職員の出産の場合に限る。）の承認若しくは介護休暇の承認若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けた場合又は職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第五号）第一条第七号の二の二、第八号の二から第八号の四まで若しくは第十七号の規定により職務に専念する義務を免除された場合（同号の規定により職務に専念する義務を免除された場合は、骨髄バンク事業への協力の場合に職務に専念する義務を免除された場合に限る。）とする。

第四条 条例第五条に規定する報酬の減額は、減額報酬期間（減額すべき事実のあつた日の属する条例第八条第二項に規定する報酬期間（以下「報酬期間」という。）をいう。以下同じ。）のものを、翌月以降の報酬支給の際、行うものとする。

ただし、これにより難い場合等やむを得ない理由が生じた場合には、速やかに減額措置を行うものとする。

- 2 前項の場合において、一の報酬期間における減額の基礎となる時間の合計に一時間未満の端数があるときは、三十分以上は一時間とし、三十分未満は切り捨てる。
- 3 第一項の場合において、減額の基礎となる勤務一時間当たりの報酬額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 4 第一項の場合において、一の減額報酬期間における条例第五条の規定により減額する額の合計額が当該減額報酬期間の報酬（第二条第三項及び第四項の規定による手当に相当する報酬を除く。）の額（以下「勤務一月当たりの報酬額」という。）を超えるとき又は当該減額報酬期間の正規の勤務時間の全時間が減額の基礎となる時間であるときの減額する額は、勤務一月当たりの報酬額とする。

（通勤手当に相当する費用弁償）

第五条 非常勤の職員に支給する給与条例第十一条に規定する通勤手当に相当する費用弁償の額は、当該職員が会計年度任用職員として同条の規定の適用を受けるものとした場合において支給される通勤手当の額とする。ただし、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十七回に満たない者で通勤のため自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車という。）その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とするものの自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）ごとの職員の区分に応じた支給単位期間（給与条例第十一条第六項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）についての額は、それぞれ次に定める額とする。

- 一 使用距離が片道五キロメートル未満である職員 支給単位期間における勤務一回につき百円
- 二 使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員 支給単位期間における勤務一回につき二百円
- 三 使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員 支給単位期間における勤務一回につき三百四十円
- 四 使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 支給単位期間における勤務一回につき四百八十円
- 五 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 支給単位期間における勤務一回につき六百十円
- 六 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 支給単位期間における勤務一回につき七百五十円
- 七 使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員 支給単位期間における勤務一回につき八百九十円
- 八 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 支給単位期間における勤務一回につき千三十円
- 九 使用距離が片道四十キロメートル以上である職員 支給単位期間における勤務一回につき千六百六十円

- 2 前項の場合において、会計年度任用短時間勤務職員のうち平均一箇月当たりの通勤所要回数が十七回に満たない者の運賃等相当額（給与条例第十一条第二項第一号に規定する運賃等相当額をいう。）は、平均一箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等（給与条例第十一条第一項第一号に規定する運賃等をいう。）の額で最も低廉となるものの額の勤務一回当たりの額に、実勤務回数を乗じて得た額とする。

（期末手当の支給を受ける会計年度任用短時間勤務職員）

第六条 条例第七条第一項の「管理者が定める者」は、給与条例第二十一条第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する一週間当たりの正規の勤務時間が十五時間三十分以上で一会計年度内における任期が六月以上の者（任命権者が定める者を除く。）とする。

（口座振替の申出等）

第七条 条例第八条第一項ただし書に規定する申出は、書面を任命権者に提出して行うものとする。申出を変更する場合又は申出を取り消す場合についても同様とする。

- 2 前項に規定するもののほか、申出又は申出の変更若しくは取消しその他報酬、費用弁償及び期末手当（以下「報酬等」という。）の口座振替に関し必要な事項は、総務部長が定める。

（報酬期間と報酬等の支給日）

第八条 報酬期間は、任命権者が定める者を除き、月の初日から末日までとし、当該報酬期間につき報酬を支給する。

- 2 報酬（第二条第三項及び第四項の規定による手当に相当する報酬を除く。）及び費用弁償（第五条第一項本文の規定に

よる通勤手当に相当する費用弁償に限る。)の支給日は、任命権者が定める者を除き、給与条例施行規則(昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号)第一条の五の規定による給料の支給日の例による。

3 報酬(第二条第三項及び第四項の規定による手当に相当する報酬に限る。)及び費用弁償(第五条第一項ただし書及び同条第二項の規定による通勤手当に相当する費用弁償に限る。)は、任命権者が定める者を除き、その月分を翌月の報酬の支給日に支給する。

4 期末手当は、管理者が定める支給日に支給する。

(報酬の日割計算)

第九条 報酬の支給額を日割計算する場合は、条例第四条に規定する場合のほか、給与条例施行規則第一条の六各号に掲げる場合に相当する場合とする。

(報酬の非常時払)

第十条 非常勤の職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十五条及び労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第九条に掲げる理由により第八条第二項の支給日前に報酬の非常時払を請求したときは、条例第四条第三項に規定する日割計算により、その請求の日までの報酬を第八条第二項の規定にかかわらず、請求のあつた日以降速やかに支給する。

(日割計算の方式)

第十一条 報酬の支給額を日割計算する場合の報酬の計算の方式は、総務部長が定める。

(勤務一時間当たりの報酬額)

第十二条 勤務一時間当たりの報酬額は、給与条例第十九条の規定の例により算出した額とする。

2 前項の勤務一時間当たりの報酬額には、第二条第三項及び第四項の規定による手当に相当する報酬の額を含まないものとする。

(委任)

第十三条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

(特別職の非常勤の職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例付則第二項に規定する管理者が定める額)

2 条例付則第二項の「管理者が定める額」は、当該会計年度任用短時間勤務職員に適用される最低賃金法(昭和二十四年法律第百二十七号)第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額に百六十三を乗じて得た額を給与条例第十条の二第二項に規定する割合に百分の百を加算して得た割合で除して得た額(その額に一元未満の端数があるときは、これを切り上げる。)(当該会計年度任用短時間勤務職員が条例別表第二の規定に基づき適用を受けるものとした場合の給料表の職務の級に当該額がない場合にあつては、当該額の直近上位の額の号給の額)に、算出率を乗じて得た額とする。

給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年四月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十号

給与条例施行規則の一部を改正する規則

給与条例施行規則(昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第二条第二項ただし書」を「第二条第二項」に改める。

第九条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 条例第十三条第一項に規定する「会計年度任用職員にあつては、管理者が定める場合」とは、勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和二十二年名古屋港管理組合規則第六号。以下「勤務時間規則」という。)第十一条第四項の規定による特別休暇(女性職員の出産の場合に限る。)の承認若しくは介護休暇の承認若しくは育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けた場合又は職免規則第一条第七号の二の二、第八号の二から第八号の四まで若しくは第十七号の規定により職務に専念する義務を免除された場合(同号の規定により職務に専念する義務を免除された場合は、骨髄バンク事業への協力の場合に職務に専念する義務を免除された場合に限る。)とする。

第十五条第二項中「勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号。以下「勤務時間規則」という。）」を「勤務時間規則」に改める。

第十八条の四第六項ただし書中「正規の勤務時間が、休憩時間を除き一週間当たり三十九時間四十五分以上と定められている職員にあつては百六十七時間とし」及び「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を削り、「百二十七時間」を「百二十六時間」に改める。

第二十四条第一項第二号中「第十六条第二号又は第五号」を「第十六条第一号又は第四号」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与条例施行規則の規定は、令和二年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（令和二年条例附則第三項の規定が適用される間の読替え）

2 適用日から令和三年三月三十一日までの間は、第五条第一項中「条例第十条第一項」とあるのは、「給与条例の一部を改正する条例（令和二年名古屋港管理組合条例第一号）附則第三項の規定により読み替えられた条例第十条第一項」とする。

（給与条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 給与条例施行規則の一部を改正する規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「正規の勤務時間が、休憩時間を除き一週間当たり三十九時間四十五分未満と定められている職員にあつては」を削り、「百十九時間」を「百十四時間」に改め、「正規の勤務時間が、休憩時間を除き、一週間当たり三十九時間四十五分以上と定められている職員にあつては「百六十二時間三十分」とそれぞれ」を削る。

管理職手当規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年四月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十一号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「職員」の下に「及び区分」を加え、同条中「別表」を「別表第一」に改め、同条に次の一項を加える。

2 別表第一に掲げる職に係る手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。

第三条中「別表」を「別表第一」に、「同表下欄」を「次の各号」に、「区分に応じて次に掲げる」を「職員の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

一 行政職給料表の適用を受ける職員 前条第二項に規定する区分に応じ、別表第二の額欄に定める額

二 行政職等給料表の適用を受ける職員 前条第二項に規定する区分に応じ、別表第三の額欄に定める額（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、当該額に当該再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

第四条第一項第一号及び第二号中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同項第三号中「別表下欄に掲げる」を「第二条第二項に規定する」に改める。

別表中「第三条関係」を「第二条、第三条関係」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二（第三条関係）

区分	額
一種	十二万九千円
二種	十一万四千円
三種	九万九千円
四種	九万円
五種	八万三千円

別表第三 (第三条関係)

区分	額
一種	九万二千円
二種	八万二千円
三種	六万五千円
四種	五万九千円
五種	五万千円

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当規則の規定並びに次項の規定による改正後の旅費条例施行規則(昭和二十八年名古屋港管理組合規則第三号)の規定及び附則第三項の規定による改正後の管理職員特別勤務手当規則(平成四年名古屋港管理組合規則第七号)の規定は、令和二年四月一日から適用する。

(旅費条例施行規則の一部改正)

2 旅費条例施行規則の一部を次のように改正する。

第十九条の表第三十二条第一号イの項中「別表」を「別表第一」に改める。

(管理職員特別勤務手当規則の一部改正)

3 管理職員特別勤務手当規則の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「別表下欄に掲げる」を「第二条第二項に規定する」に改める。

職員の出職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年四月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十二号

職員の出職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の出職手当に関する条例施行規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第一号中「者」の下に「(条例第二条第三項の規定の適用を受ける者にあつては、通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第二項に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。)に起因する傷病により死亡した者に限る。)」を加え、同項第二号中「者」の下に「(条例第二条第三項の規定の適用を受ける者にあつては、通勤に起因する傷病により退職した者に限る。)」を加える。

第二条の三中「第五条の二」を「第五条の二の二」に改める。

第一条の八第一項第三号中「第七条第五項第二号から第四号まで」を「第七条第五項各号」に改め、同号イ中「(昭和四十二年法律第百二十一号)」を削り、「負傷又は疾病」を「傷病」に改める。

第三条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第七条第五項第三号」を「第七条第五項第二号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第七条第五項第三号」を「第七条第五項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第七条第五項第四号」を「第七条第五項第三号」に改め、同項を同条第三項とする。

第十条の二の次に次の一条を加える。

(条例別表第一の支給率欄の括弧内支給率の適用)

第十条の三 条例別表第一備考第一項に規定する「その他管理者が定める者」とは、条例第二条第三項の規定の適用を受ける者のうち、条例第五条第一項(同項中公務上の傷病又は死亡により退職した者に係る部分を除く。)に規定する者に該当する者及び公務外の傷病により死亡した者とする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の出職手当に関する条例施行規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

(給与条例の一部を改正する条例附則第十九項に規定する管理者の定める者)

2 給与条例の一部を改正する条例（平成二十八年名古屋港管理組合条例第二号。以下「一部改正条例」という。）附則第十九項に規定する「管理者が定める者」とは、在職期間（職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）第七条第五項各号の規定により職員としての引き続き在職期間に連算される在職期間を含む。）に一部改正条例附則第一項ただし書に規定する切替日が含まれない者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項各号のいずれかに該当するものとして降任された者とする。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年四月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十三号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和五十二年名古屋港管理組合規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「在職期間」を「勤続期間」に、「第三項の」を「第四項の」に、「在職期間（当該在職期間に係る職員となつた日前に職員であつたことがある者については、当該職員であつた期間を含むものとし、当該在職期間又は当該職員であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当する全ての期間を除く。以下「基準在職期間」という。）」を「基準勤続期間」に、「第六項第三号」を「第七項第三号」に、「次項」を「第三項」に改め、同項第二号中「基準在職期間」を「基準勤続期間」に、同号イ及びロを削り、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項第四号」を「第七項第四号」に、「第二項又は第六項」を「第三項又は第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項又は第六項」を「第三項又は第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前各項」を「第一項及び第三項から前項まで」に、「これら」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項各号列記以外の部分中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「在職期間」を「勤続期間」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「在職期間」を「勤続期間」に改め、同項第二号中「基準在職期間を」を「基準勤続期間（第二項に規定する基準勤続期間をいう。以下同じ。）を」に、「基準在職期間の」を「基準勤続期間の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「在職期間」を「勤続期間」に、「第四項」を「第五項」に、「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が一月以上あるもの（季節的業務に四月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

- 1 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前一年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなつた日以前の職員等であつた期間
- 1 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

第九条第二項中「起算して一箇月以内」を「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

第十条第一項第三号中「第二条第三項又は第四項」を「第二条第四項又は第五項」に改める。

第十三条第二項中「又は第二項」を「又は第三項」に改める。

第十五条第一項中「第二条第五項第一号並びに同条第六項第一号」を「第二条第六項第一号並びに同条第七項第一号」に改める。

第十六条第一項中「第二条第六項第三号」を「第二条第七項第三号」に、「第二条第六項第五号」を「第二条第七項第五号」に改める。

第十六条の二第一項中「第二条第三項第一号」を「第二条第四項第一号」に改める。

附則第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の失業者の退職手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和二年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則第九条第二項の規定は、改正後の規則第二条第五項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が適用日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が適用日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

(失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 3 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（平成二十九年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第二条第三項又は第四項」を「第二条第四項又は第五項」に、「在職期間」を「勤続期間」に改める。

- 4 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（平成二十年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年四月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十四号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第八条の二中「若しくは第三号」を「から第四号まで」に改める。

附則に次の見出し及び二項を加える。

(平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例)

- 23 平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下「補償等」という。）のうち、平成三十一年四月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（年金たる補償並びに第二十一条第一項の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下「年金たる補償等」という。）にあつては、条例第十六条において例によることとされる法第四十条第三項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第三号に掲げる額を第二号に掲げる額に加えた額とする。

一 平成三十一年四月一日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）

二 平成三十一年四月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）

三 次のイ又はロに掲げる補償等に関する区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより算定される額

イ 年金たる補償等 第一号の支払期月にそれぞれ支払われる額から前号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として省令第五十二条第一項第三号の規定により総務大臣が定める率（以下「総務大臣が定める率」という。）を乗じて得た額の合計額

ロ 年金たる補償等以外の補償等 第一号に掲げる額から前号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として総務大臣が定める率を乗じて得た額

24 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。

別表第一第七項中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 オルトートライジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十六年名古屋港管理組合規則第六号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「(以下「施行日」という。)」を削る。

附則第二項中「施行日以後」を「平成十八年七月二十日(以下「基準日」という。)以後」に、「施行日前」を「基準日前」に改める。

告 示

名古屋港管理組合告示第12号

次の港湾施設は、令和2年4月1日に廃止した。

令和2年4月15日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 上屋

用途区分及び区画を定めない上屋

名 称 (括弧内は、その略称)	使用区分	等級	位 置	建築面積	構 造
昭和ふ頭3号上屋 (昭和3)	専用使用	2 ^級	名古屋市港区昭和町	平方メートル 665	鉄骨側スレート造り 波型スレートかわらぶき
昭和ふ頭4号上屋 (昭和4)	専用使用	2	名古屋市港区昭和町	658	鉄骨側スレート造り 波型スレートかわらぶき
昭和ふ頭5号上屋 (昭和5)	専用使用	2	名古屋市港区昭和町	668	鉄骨側スレート造り 波型スレートかわらぶき
昭和ふ頭6号上屋 (昭和6)	専用使用	2	名古屋市港区昭和町	668	鉄骨側スレート造り 波型スレートかわらぶき
昭和ふ頭7号上屋 (昭和7)	専用使用	2	名古屋市港区昭和町	668	鉄骨側スレート造り 波型スレートかわらぶき
昭和ふ頭8号上屋 (昭和8)	専用使用	2	名古屋市港区昭和町	430	木骨側スレート造り 波型スレートかわらぶき

名古屋港管理組合告示第13号

次の港湾施設は、令和2年3月25日から次のとおり変更した。

令和2年4月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 電気施設

変更前

名 称	位 置	設備容量	数量	備 考	
コンテナ用 電源	飛島ふ頭南 冷凍コンテナ用 コンセント	飛島ふ頭南荷さばき地内	三相220ボルト 50アンペア 三相440ボルト 30アンペア	140個	

変更後

名 称	位 置	設備容量	数量	備 考	
コンテナ用 電源	飛島ふ頭南 冷凍コンテナ用 コンセント	飛島ふ頭南荷さばき地内	三相440ボルト 30アンペア	135個	

名古屋港管理組合告示第14号

次の港湾施設は、令和2年4月1日から次のとおり変更した。

令和2年4月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区画
潮風ふ頭C荷さばき地 (潮風C)	1 ^級	31号岸壁及び32号岸壁隣接	平方メートル 8,209	図による
潮風ふ頭E荷さばき地 (潮風E)	1	29号岸壁背後	7,366	図による

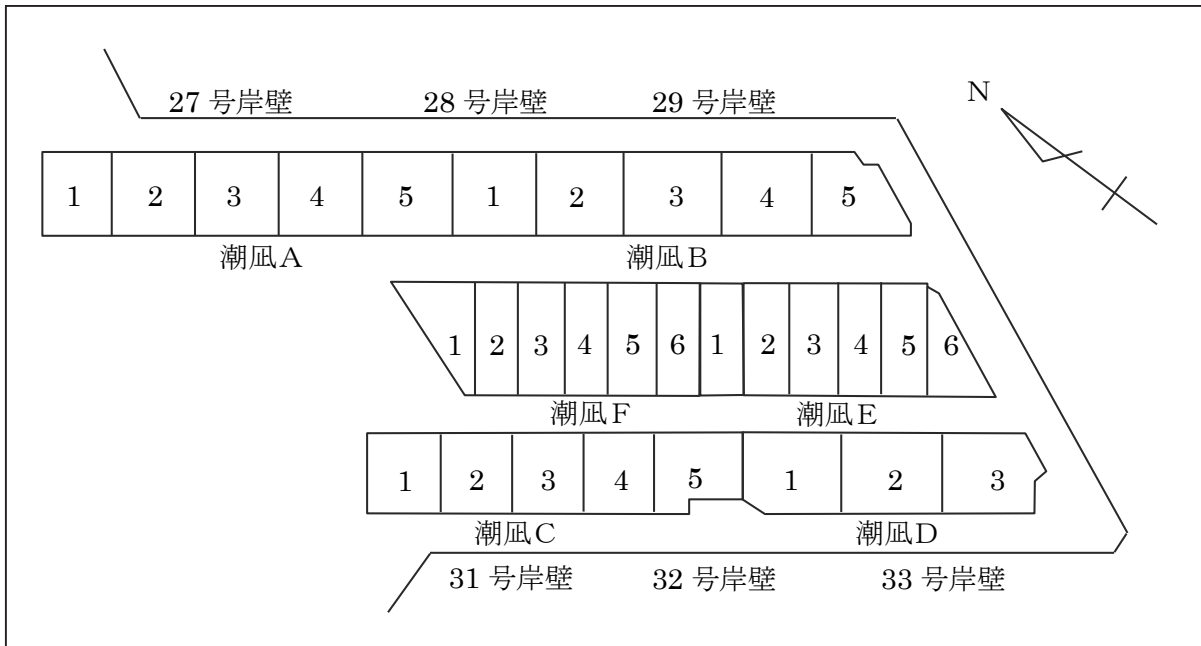
(図は省略)

変更後

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区画
潮風ふ頭C荷さばき地 (潮風C)	1 ^級	31号岸壁及び32号岸壁隣接	平方メートル 8,988	図による
潮風ふ頭E荷さばき地 (潮風E)	1	29号岸壁背後	8,558	図による

(潮凧ふ頭A～F 荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 潮凧Aの区画の面積は、1は1,603平方メートル、2・3・4・5は各1,868平方メートルである。
- 3 潮凧Bの区画の面積は、1・2・3・4は各1,868平方メートル、5は1,864平方メートルである。
- 4 潮凧Cの区画の面積は、1は1,792平方メートル、2は1,797平方メートル、3は1,798平方メートル、4は1,800平方メートル、5は1,801平方メートルである。
- 5 潮凧Dの区画の面積は、1は2,068平方メートル、2は2,080平方メートル、3は2,013平方メートルである。
- 6 潮凧Eの区画の面積は、1・2・3・4は各1,431平方メートル、5は1,670平方メートル、6は1,164平方メートルである。
- 7 潮凧Fの区画の面積は、1は1,622平方メートル、2・3・4・5・6は各1,491平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第15号

次の港湾施設は、令和2年3月19日から当分の間、使用を停止した。

令和2年4月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	停止面積 <small>平方メートル</small>	停止区画
金城ふ頭南部D荷さばき地 (金城南D)	1 <small>級</small>	64号岸壁隣接	4,065	区画3及び4

訓 令

訓令第二号

組合内一般

被服貸与規程（昭和四十六年訓令第四号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

第一条中「職員定数条例（昭和二十六年名古屋港管理組合条例第十一号）に定める者をいう。以下同じ。」を削る。

第九条の次に次の一条を加える。

（引き続き採用された職員の特例）

第九条の二 本組合を退職した後、引き続いて採用された職員に関する第七条第三項及び第四項、前条並びに第十二条第二項の規定の適用については、当該退職がなく引き続き職員であつたものとみなす。

第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（会計年度任用職員の被服）

第十五条 地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項各号に掲げる職員に貸与する被服の種類、数量及び貸与期間は、別表の規定にかかわらず別に定める。

附則に次の一項を加える。

（再任用短時間勤務職員の特例）

8 当分の間、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に貸与する被服の種類、数量及び貸与期間は、別表の規定にかかわらず別に定めることができるものとする。

附 則

この訓令は、令和二年四月十五日から施行し、この訓令による改正後の被服貸与規程の規定は、同年四月一日から適用する。

監 査 公 表

監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、監査の結果に関する報告及び意見を公表する。

令和2年4月15日

名古屋港管理組合監査委員 近藤裕人
同 篠田信示
同 黒川和博

1 監査の期間

令和元年10月23日から

令和2年2月17日まで

2 監査の対象及び実施年月日

対 象	実 施 年 月 日
企 画 調 整 室	令和2年2月17日 令和元年11月18日から 令和2年1月16日まで
総 務 部	令和2年2月17日 令和元年10月23日から 令和2年1月14日まで
港 営 部	令和2年2月17日 令和元年10月28日から 令和2年1月16日まで
建 設 部	令和2年2月17日 令和元年10月28日から 令和2年1月14日まで
監査委員事務局	令和2年2月17日 令和元年12月27日
議 会 事 務 局	令和2年2月17日 令和元年12月6日

3 監査の範囲

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、主として令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について実施した。

なお、工事については、建設部の工事のうち1件を抽出して、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査を委託し、これを参考に監査した。

4 監査結果

事務の執行及び事業の管理については、おおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意改善を要する指摘事項が見受けられた。

なお、これらの事項については、必要な措置を講じられたい。

(1) 指摘事項

〈支出事務〉

ア 超過勤務手当において、未支給、支給不足及び過支給となっているものがあった。

該当箇所 総務部、建設部

イ 在勤地出張に係る旅費において、未支給及び過支給となっているものがあった。

該当箇所 港営部、建設部

(2) 注意事項

特になし

5 監査意見

(1) 名古屋港における港湾物流機能の強化について、名古屋港統一ターミナルシステムやコンテナターミナルの荷役機械の自動化・電動化といった先進的な取組がなされているが、コンテナ物流の効率化・生産性向上を図るための取組である情報通信技術の活用については、周辺の社会的な便益を考慮しながら検討されるよう要望する。

該当箇所 企画調整室

(2) 情報セキュリティ対策について、職員への教育や、技術的対策の強化を実施しているが、インターネットから受ける攻撃の脅威を十分認識するとともに他の自治体の対策も参考にしながら、今後も対応されるよう要望する。

該当箇所 総務部

(3) 女性職員の活躍の推進について、男性職員の育児休業取得の推進や女性職員のキャリアアップに関する研修など、女性職員にとっても働きがいのある職場環境となるような取組を実施しているが、今後も引き続き実施されるよう要望する。

該当箇所 総務部

- (4) 名古屋港は中部のものづくり産業と県民、市民との暮らしを支える重要な役割を担っていることから、港湾施設等の整備事業については、社会情勢及び経済情勢に注視しながら今後も着実な事業進捗を図るよう要望する。
該当箇所 建設部

監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、監査の結果に関する報告及び意見を公表する。

令和2年4月15日

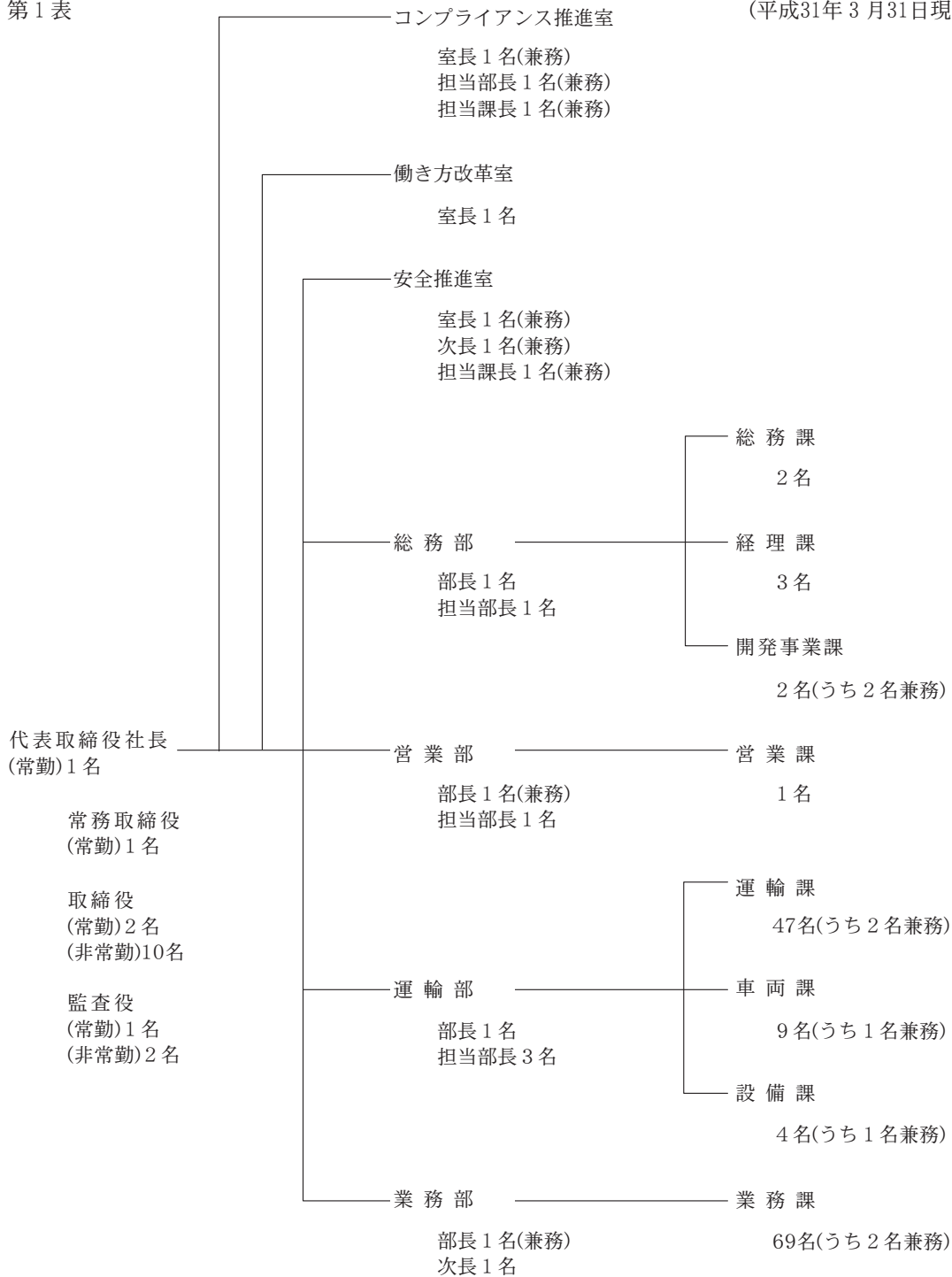
名古屋港管理組合監査委員 近藤裕人
同 篠田信示
同 黒川和博

(名古屋臨海鉄道株式会社)

- 1 監査種別 出資団体監査
- 2 監査の対象 名古屋臨海鉄道株式会社
- 3 実施年月日 令和元年12月18日（水）
令和2年2月3日（月）
- 4 監査対象の概要
 - (1) 会社名 名古屋臨海鉄道株式会社
 - (2) 会社設立日及び資本金 昭和40年1月23日 資本金：1,573,107,500円
 - (3) 事業目的
 - ア 鉄道事業法による貨物の運輸業
 - イ 日本貨物鉄道株式会社に係わる業務の受託
 - ウ 鉄道、運輸車両及び機器の整備並びに売買業
 - エ 駐車場の経営
 - オ 倉庫業
 - カ 不動産・動産の賃貸業務
 - キ 前各号に付帯または関連する一切の業務
 - (4) 組織
代表取締役社長始め取締役14名、監査役3名のもと、従業員138名により事業運営を行っている。機構図は第1表に示すとおりである。

第1表

(平成31年3月31日現在)



5 監査の観点

平成31年3月31日現在の資本金は1,573,107千円で、本組合はこの内、600,000千円（1,200,000株 出資比率：38.1%）を出資していることから、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、主として平成30年度における出納その他の事務について監査を実施した。

6 事業の状況

鉄道事業法による貨物の運輸業は、日本貨物鉄道株式会社と連携し、コンテナ輸送、車扱輸送の両輸送により全国各地と繋がっており、主な取扱貨物としては、コンテナは自動車部品、車扱は石灰石である。

平成30年度主要品目別貨物輸送実績は、第2表のとおりである

第2表

平成30年度主要品目別貨物輸送実績

()内は平成29年度実績を示す

発送	コンテナ	品目別	自動車部品	鋳物銑鉄	鋼材	返送私有コンテナ	コンスターチ	その他	計	合計
		トン数	195,850 (171,764)	45,650 (45,720)	42,005 (36,960)	14,862 (13,649)	10,055 (12,375)	23,203 (31,504)	331,625 (311,972)	
車扱	品目別	貨車回送	その他						計	
	トン数	76,288 (76,872)	220 (382)						76,508 (77,254)	

到着	コンテナ	品目別	返送容器等	樹脂製品	工業薬品	その他	計	合計
		トン数	211,811 (188,560)	43,008 (44,185)	46,980 (38,840)	11,389 (11,401)	313,188 (282,986)	
車扱	品目別	石灰石	その他				計	
	トン数	648,414 (653,412)	215 (259)				648,629 (653,671)	

7 財政状況

平成30年度及び平成29年度の比較貸借対照表及び比較損益計算書は第3表及び第4表のとおりである。

第3表 比較貸借対照表

平成30年度 平成31年3月31日現在
平成29年度 平成30年3月31日現在

科 目	平成30年度	平成29年度	比較増減
	千円	千円	千円
流動資産	1,167,698	1,200,880	△ 33,182
現金及び預金	871,992	950,077	△ 78,085
未収運賃	143,774	137,216	6,558
未収金	92,018	92,963	△ 945
貯蔵品	16,337	14,163	2,174
前払費用	43,575	6,458	37,117
固定資産	1,429,987	1,441,804	△ 11,817
有形固定資産	1,257,279	1,283,215	△ 25,936
土地	52,213	52,213	0
建物	156,239	169,779	△ 13,540
構築物	740,117	700,133	39,984
車両	135,273	91,745	43,528
機械装置	5,573	6,139	△ 566
工具器具備品	27,821	42,508	△ 14,687
リース資産	140,041	217,779	△ 77,738
建設仮勘定	0	2,916	△ 2,916
無形固定資産	1,452	1,452	0
電話加入権	1,452	1,452	0
投資その他の資産	171,255	157,136	14,119
関係会社株式	45,000	45,000	0
投資有価証券	124,184	109,701	14,483
差入保証金	30	116	△ 86
長期前払費用	110	313	△ 203
その他投資等	1,929	2,006	△ 77
資産合計	2,597,685	2,642,684	△ 44,999
流動負債	231,688	254,974	△ 23,286
未払金	133,875	163,432	△ 29,557
未払法人税等	16,129	7,055	9,074
未払消費税等	12,645	8,916	3,729
預り金	12,365	11,241	1,124
前受金	14,896	14,880	16
リース債務	23,209	29,256	△ 6,047
賞与引当金	18,566	20,191	△ 1,625
固定負債	570,159	605,797	△ 35,638
預り保証金	22,671	34,282	△ 11,611
繰延税金負債	22,537	18,047	4,490
リース債務	124,152	199,492	△ 75,340
退職給付引当金	219,239	202,860	16,379
役員退職慰労引当金	3,557	8,315	△ 4,758

車両修繕引当金	178,000	142,800	35,200
負債合計	801,847	860,772	△ 58,925
株主資本	1,740,019	1,736,087	3,932
資本金	1,573,107	1,573,107	0
資本剰余金	19,208	19,208	0
資本準備金	19,208	19,208	0
利益剰余金	147,703	143,771	3,932
その他利益剰余金	147,703	143,771	3,932
別途積立金	500,000	500,000	0
繰越利益剰余金	△ 352,296	△ 356,228	3,932
評価・換算差額等	55,818	45,824	9,994
その他有価証券評価差額金	55,818	45,824	9,994
純資産合計	1,795,838	1,781,912	13,926
負債・純資産合計	2,597,685	2,642,684	△ 44,999

第4表 比較損益計算書

平成30年度 平成30年4月1日～平成31年3月31日
平成29年度 平成29年4月1日～平成30年3月31日

科 目	平成30年度	平成29年度	比較増減
	千円	千円	千円
鉄道事業			
営業収益	1,070,326	1,070,141	185
貨物運輸収入	568,209	540,437	27,772
運輸雑収	84,754	110,674	△ 25,920
業務受託収入	417,362	419,029	△ 1,667
営業費	1,101,381	1,099,023	2,358
運送費	865,505	873,032	△ 7,527
一般管理費	120,098	104,371	15,727
諸税	32,594	34,178	△ 1,584
減価償却費	83,181	87,439	△ 4,258
鉄道事業営業損失	31,054	28,881	2,173
関連事業			
営業収益	193,496	190,351	3,145
関連事業収入	193,496	190,351	3,145
営業費	153,266	147,484	5,782
関連事業費	153,266	147,484	5,782
関連事業営業利益	40,230	42,867	△ 2,637
全事業営業利益	9,175	13,985	△ 4,810
営業外収益	12,256	7,273	4,983
受取利息及び配当金	4,811	4,688	123
雑収入	7,445	2,584	4,861
営業外費用	5,392	7,858	△ 2,466
支払利息	5,110	7,858	△ 2,748
雑支出	282	0	282

経常利益	16,039	13,399	2,640
特別利益	482	0	482
固定資産売却益	4	0	4
受取保険金	477	0	477
特別損失	180	4,561	△ 4,381
事故損失	140	4,561	△ 4,421
その他	40	0	40
税引前当期純利益	16,341	8,838	7,503
法人税・住民税及び事業税	12,409	6,650	5,759
当期純利益	3,931	2,187	1,744

8 監査結果

(1) 結果の概要

事業は、設立目的に沿って適正に行われており、提出された財務諸表の計数を関係諸帳簿と照合した結果、いずれも符合し、経営成績及び財政状態を適正に表示しており、出納その他の事務は適正に執行されているものと認められた。

(2) 指摘事項等

ア 指摘事項

特になし

イ 注意事項

特になし

9 監査意見

経営状況を踏まえた営業活動を実施するとともに、安全の確立、安定輸送の確保により、一層安定した経営がなされるよう要望する。

(株式会社日誠)

1 監査種別 公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象 株式会社日誠

(当該指定管理者の事業に係る港営部の事務を含む。)

3 実施年月日 令和元年12月12日(木)

令和2年2月7日(金)

4 監査対象の概要

株式会社日誠は、本組合から新舞子マリナーパーク、南浜緑地及び北浜緑地の指定管理者の指定を受けており(指定期間:平成30年4月1日から令和4年3月31日まで)、次の業務を行っている。

(1) 運動施設等の利用の許可その他施設を一般の利用に供すること。

(2) 施設の維持に関すること。

(3) その他管理者が定める業務

5 監査の観点

本組合は、平成30年度において、指定管理料39,177,280円を支出し、また利用料金として29,396,500円を収受させていることから、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、事業運営は協定等に沿って適正に執行されているか等の点について、主として平成30年度における公の施設の管理にかかる出納その他の事務について監査を実施した。

6 利用状況

施設の利用状況は第1表のとおりである。

第1表

区 分	平成30年度	平成29年度	差
新舞子マリナーパーク駐車場	58,793台	66,240台	△ 7,447台

7 収支状況

平成30年度の指定管理者業務に係る収支状況は、第2表のとおりである。

第2表

区 分	予算額	決算額
収入	71,668,000	68,573,836
利用料金収入	33,750,000	29,396,500
新舞子マリンパーク駐車場	33,750,000	29,396,500
指定管理料収入	37,918,000	39,177,280
利息	0	56
支出	71,668,000	69,891,337
管理運営費	71,668,000	69,891,337
人件費	24,600,000	24,600,000
管理費	47,068,000	45,291,337

8 監査結果

＜株式会社日誠＞

監査の結果、特に指摘する点はなかった。

＜港営部関係分＞

港営部所管の事務の内、株式会社日誠に対する事務について監査を実施した結果、特に指摘する点はなかった。

議 会 事 項

3月26日招集された定例名古屋港管理組合議会は、会期を5日間と決定し、30日議事終了閉会した。
付議事件等及びその結果は、下記のとおりである。

記

- | | |
|------------------------------------|----------|
| 1 平成30年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算 | 認 定 |
| 2 平成30年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算 | 認 定 |
| 3 平成30年度名古屋港管理組合施設運営事業会計決算及び剰余金の処分 | 認定及び原案可決 |
| 4 平成30年度名古屋港管理組合理立事業会計決算 | 認 定 |
| 5 令和2年度名古屋港管理組合一般会計予算 | 原案可決 |
| 6 令和2年度名古屋港管理組合基金特別会計予算 | 原案可決 |
| 7 令和2年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算 | 原案可決 |
| 8 令和2年度名古屋港管理組合理立事業会計予算 | 原案可決 |
| 9 特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 10 専任副管理者の給与に関する条例の制定について | 原案可決 |
| 11 令和元年度名古屋港管理組合一般会計補正予算 | 原案可決 |
| 12 令和元年度名古屋港管理組合施設運営事業会計補正予算 | 原案可決 |
| 13 給与条例の一部改正について | 原案可決 |
| 14 損害賠償の額の決定及び和解について | 原案可決 |
| 15 各常任委員会における閉会中の継続調査について | 可 決 |

新	旧	氏 名
名古屋港管理組合へ出向 (以上3月31日)	議会議務局長	寺 島 彰 宏
名古屋港管理組合へ出向	議会議務局議事課議事係長	澤 田 延 之
名古屋港管理組合へ出向	議会議務局議事課 主事	伊 藤 友 理
議会議務局長	総務部次長	酒 井 隆
議会議務局議事課議事係長	議会議務局議事課調査係長	鈴 木 敏 文
議会議務局議事課調査係長	総務部職員課担当係長(厚生事業担当)	船 渡 直 樹
議会議務局議事課 主事	総務部総務課 主事	佐 藤 佳 恵
(以上4月1日)		

監査委員事項

新	旧	氏 名
名古屋港管理組合へ出向 名古屋港管理組合へ出向 監査委員事務局監査課長 監査委員事務局監査課主査 (以上4月1日)	監査委員事務局監査課長 監査委員事務局監査課主査 総務部職員課課長補佐 港営部管財課主事	家 田 宗 幸 早 川 智 教 吉 野 算 洋 今 飯 田 宜 子

雑 報

新	旧	氏 名
(退職者)		
定年退職	会計管理者	山 田 登 志 男
定年退職	総務部危機管理監	畔 柳 眞 文
定年退職	退職派遣 (名古屋臨海鉄道派遣)	岡 田 康 延
定年退職	退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	森 田 伸 二
定年退職	港営部担当課長 (関連事業担当)	酒 井 徹
定年退職	退職派遣 (名古屋四日市国際港湾派遣)	糸 川 賢
定年退職	建設部担当課長 (維持管理推進担当)	堀 尾 明 宏
依願退職	総務部付主幹	小 川 伸 一
定年退職	港営部港営課関連事業室長	堀 尾 冬 樹
定年退職	建設部技術管理課維持管理推進室長	大 村 真 司
依願退職	建設部工事課課長補佐 (工事監理担当)	田 中 晶 仁
定年退職	企画調整室 (企画担当) 主事	森 一 雄
依願退職	港営部港営課 主事	伊 藤 功 修
定年退職	港営部港営課 主事	家 田 厚
定年退職	港営部海務課 技師	山 田 哲 也
定年退職	建設部事業推進課 主事	麻 谷 薫
定年退職	建設部施設事務所 技師	中 村 礼 子
(退職派遣職員)		
(部長級)		
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	議会事務局出向 (議会事務局長)	寺 島 彰 宏
(次長級)		
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	鈴 木 康 之
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	企画調整室担当課長 (計画担当)	浅 井 康 則
退職派遣 (名古屋四日市国際港湾派遣)	建設部管理課長	堀 井 延 夫
(課長級)		
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	総務部行政管理課長	岩 田 聡 司
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	企画調整室主幹 (計画担当)	山 田 洋 二
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣) 港営部海務課海務係長兼務解除	港営部海務課課長補佐 港営部海務課海務係長兼務	平 崎 千 明
退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	建設部技術管理課課長補佐 (維持管理推進担当)	木 村 文 彦

退職派遣（名古屋四日市国際港湾派遣） （課長補佐級）	総務部総務課広報・にぎわい振興室長	渡 邊 誠
退職派遣（名古屋港埠頭派遣） （係長級）	企画調整室主査（企画担当）	浅 岡 進
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	港営部管財課担当係長（公有財産調査担当）	宮 木 雅 邦
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	渡 邊 博 之
退職派遣（名古屋四日市国際港湾派遣） （主事・技師）	退職派遣（名古屋四日市国際港湾派遣）	榊 原 直 人
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	総務部危機管理課 主事	中 村 敏 明
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	港営部港営課 技師	拜 郷 良 輔
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	田 渡 三 高
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	森 俊 二
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	建設部施設事務所 技師	藤 田 雅 也
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	建設部施設事務所 技師	折 笠 朋 美
退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	建設部施設事務所 技師	服 部 剛 大
退職派遣（名古屋四日市国際港湾派遣） （愛知県派遣職員）	退職派遣（名古屋四日市国際港湾派遣）	城 幸 介
併任解除	企画調整室参事（政策推進担当）	市 石 誠
併任解除	総務部担当課長（県市政策調整担当）	服 部 昌 明
（以上 3月31日）		
会計管理者		前 田 貢
議会事務局出向（議会事務局長）	総務部次長	酒 井 隆
併任	愛知県建設部港湾課付	河 合 秀 樹
企画調整室参事（政策推進担当）		
総務部次長	港営部担当部長（関連事業担当）	尾 崎 弘 二
総務部危機管理監	建設部担当部長（総合開発担当）	本 間 士 朗
港営部担当部長（関連事業担当）	港営部付参事（名古屋みなと振興財団派遣）	柴 垣 幹 夫
港営部担当部長（港湾振興担当）	港営部次長	清 水 聡
港営部付参事（名古屋みなと振興財団派遣）	総務部財政課長	三 木 信 一 郎
建設部担当部長（総合開発担当）	企画調整室担当課長（企画担当）	清 水 浩
建設部担当部長（技術調整担当）	建設部次長	亀 嶋 隆 光
企画調整室担当課長（企画担当）	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	榊 原 進
企画調整室担当課長（計画担当）	建設部総合開発課長	河 合 誠
企画調整室付課長 名古屋市派遣	建設部事業推進課課長補佐（事業推進担当）	清 水 和 夫
併任		
総務部担当課長（県市政策調整担当）	愛知県建設部港湾課付	小 関 健 一
総務部危機管理課長	建設部担当課長（施設工事担当）	家 田 和 典
総務部行政管理課長	監査委員事務局出向（監査課長）	家 田 宗 幸
総務部財政課長	総務部財政課課長補佐	若 山 理 恵 子
総務部付課長	（再 任 用）	亀 山 隆 彦
総務部付課長	（再 任 用）	糸 川 賢
港営部担当課長（関連事業担当）	港営部担当課長（水族館事業担当）	井 戸 田 徹 也
港営部担当課長（水族館事業担当）	建設部管理課課長補佐	須 崎 道 明
港営部管財課長	港営部付課長（名古屋みなと振興財団派遣）	坂 本 和 弘

港営部付課長（名古屋みなと振興財団派遣）
 建設部管理課長
 建設部総合開発課長
 名古屋市派遣解除
 建設部担当課長（維持管理推進担当）
 建設部担当課長（施設工事担当）
 建設部施設事務所長
 監査委員事務局出向（監査課長）
 企画調整室主幹（調整担当）
 企画調整室主幹（企画担当）
 併任
 企画調整室主幹（海域企画担当）
 企画調整室主幹（計画担当）
 企画調整室主幹（環境担当）
 総務部総務課課長補佐
 総務部総務課広報・にぎわい振興室長
 総務部危機管理課課長補佐
 総務部危機管理課課長補佐（危機管理担当）
 総務部行政管理課課長補佐
 出納室兼務解除
 総務部職員課課長補佐
 総務部財政課課長補佐
 総務部会計課課長補佐
 出納室兼務
 総務部付主幹
 港営部港営課関連事業室長
 港営部誘致推進課課長補佐
 港営部誘致推進課担当係長（国際渉外担当）
 兼務解除
 港営部管財課課長補佐
 港営部海務課課長補佐
 港営部海務課海務係長兼務
 港営部海務課通航情報管理室長
 港営部港湾管理事務所副所長
 建設部管理課課長補佐
 建設部事業推進課課長補佐
 建設部事業推進課課長補佐（事業推進担当）
 建設部総合開発課課長補佐（金城・中川・南5区担当）
 建設部技術管理課検査室長
 建設部技術管理課課長補佐（維持管理推進担当）
 建設部工事課課長補佐（工事監理担当）
 建設部港湾工事事務所副所長
 建設部付主幹
 企画調整室主査（調整担当）

退職派遣（名古屋港埠頭派遣）
 港営部管財課長
 企画調整室付課長
 名古屋市派遣
 総務部危機管理課長
 建設部施設事務所長
 退職派遣（名古屋港埠頭派遣）
 総務部職員課課長補佐
 総務部総務課課長補佐
 建設部総合開発課課長補佐（金城・中川・南5区担当）
 愛知県建設部港湾課付
 企画調整室主査（計画担当）
 企画調整室主査（環境担当）
 企画調整室主幹（調整担当）
 港営部港湾管理事務所副所長
 退職派遣（名古屋港埠頭派遣）
 退職派遣（名古屋港埠頭派遣）
 総務部会計課会計係長
 出納室兼務
 総務部職員課人事係長
 退職派遣（名古屋四日市国際港湾派遣）
 総務部行政管理課課長補佐
 （再任用）
 企画調整室主査（調整担当）
 港営部誘致推進課課長補佐
 港営部誘致推進課担当係長（国際渉外担当）
 兼務
 港営部管財課管財係長
 港営部海務課通航情報管理室長
 港営部海務課船席係長
 港営部港湾管理事務所管理係長
 港営部管財課課長補佐
 総務部危機管理課課長補佐
 企画調整室主幹（環境担当）
 建設部港湾工事事務所副所長
 企画調整室主幹（企画担当）
 総務部危機管理課課長補佐（危機管理担当）
 建設部事業推進課課長補佐
 建設部技術管理課検査室長
 （再任用）
 総務部危機管理課担当係長（危機管理担当）

江上正臣
 福田健一
 鈴木省吾
 佐々木浩二
 榊原伸裕
 吉田宗弘
 吉野算洋
 伊藤伸介
 浜島真治
 寺尾大輔
 橋場隆志
 岡本玲理
 高下秀一
 江口健司
 片桐浩明
 鬼頭祐二
 稲本慶太
 山本喜保
 酒井直樹
 千賀孝利
 堀尾冬樹
 佐々木諭実彦
 三津田順子
 堀内志郎
 谷水良至
 水本伸
 宮本り工
 宮崎慎悟
 青山俊一
 近藤賢
 今枝弘昌
 高木強
 渡辺浩一
 山崎和昭
 清水敏幸
 大村真司
 林章郎

企画調整室主査（調整担当）	監査委員事務局出向（監査課主査）	早川智教
企画調整室主査（調整担当）	建設部管理課 主事	松本真弥
企画調整室主査（企画担当）	建設部工事課設計第二係長	原望
企画調整室主査（企画担当）	議会事務局出向（議事課主事）	伊藤友理
企画調整室主査（計画担当）	建設部事業推進課担当係長（事業推進担当）	定松淳
企画調整室主査（計画担当）	建設部工事課技術第二係長	桑原典孝
企画調整室主査（環境担当）	建設部技術管理課担当係長（維持管理推進担当）	堀尾隆行
総務部総務課担当係長（秘書担当）	港営部誘致推進課担当係長（クルーズ船誘致担当）	雨宮友和
総務部総務課担当係長（本庁舎等調整担当）	建設部技術管理課担当係長（維持管理推進担当）	服部純司
総務部総務課文書係長	議会事務局出向（議事課議事係長）	澤田延之
総務部総務課担当係長（広報担当）	総務部総務課担当係長（秘書担当）	加藤優
総務部危機管理課担当係長（危機管理担当）	総務部総務課担当係長（本庁舎等調整担当）	福永剛司
総務部行政管理課行政管理係長	港営部管財課管理第二係長	須甲幸喜
総務部行政管理課担当係長（行政改革推進担当）	港営部港営課担当係長（運営調査担当）	棚橋治之
総務部職員課人事係長	総務部職員課給与係長	神野勝光
総務部職員課給与係長	総務部行政管理課行政管理係長	鉄羅尚徳
総務部職員課担当係長（厚生事業担当）	総務部職員課 主事	戸田慎一朗
総務部会計課会計係長 出納室兼務	総務部総務課文書係長	大矢竜一
総務部会計課用度係長 出納室兼務	総務部職員課 主事	小森緑
港営部港営課担当係長（運営調査担当）	港営部誘致推進課担当係長（港湾振興誌担当）	大森雅士
港営部港営課担当係長（関連事業担当）	総務部総務課担当係長（訟務担当）	林秀光
港営部港営課担当係長（水族館事業担当）	港営部付係長（名古屋みなと振興財団派遣）	吉田聡
港営部誘致推進課担当係長（国際渉外担当）	総務部総務課 主事	金山大輔
港営部誘致推進課担当係長（港湾振興誌担当）	総務部職員課 主事	井戸田元康
港営部誘致推進課担当係長（クルーズ船誘致担当）	港営部港営課担当係長（関連事業担当）	佐溝宏章
港営部管財課管財係長	総務部総務課担当係長（広報担当）	喜畑純平
港営部管財課担当係長（公有財産調査担当）	建設部港湾工事事務所担当係長（環境整備担当）	三岡道治
港営部管財課担当係長（土地利用高度化担当）	港営部管財課担当係長（公有財産活用担当）	石川昌幸
港営部管財課管理第二係長	港営部港営課担当係長（水族館事業担当）	光地崇
港営部海務課管理係長 出納室兼務解除	総務部会計課用度係長 出納室兼務	宮崎誠吾
港営部海務課船席係長	港営部海務課担当係長（水域施設利用・環境担当）	伊藤功
港営部港湾管理事務所管理係長	港営部海務課管理係長	福田弘子
港営部付係長（名古屋みなと振興財団派遣（更新））	港営部付係長（名古屋みなと振興財団派遣）	貝塚誠人
港営部付係長（名古屋みなと振興財団派遣）	総務部総務課 主事	井上尚文
建設部事業推進課担当係長（事業推進担当）	企画調整室（企画担当） 技師	寺戸裕二

建設部事業推進課担当係長（事業推進担当）	建設部港湾工事事務所 技師	喜 田 和 幸
建設部総合開発課担当係長（金城・南5区担当）	企画調整室主査（計画担当）	玉 置 政 雄
建設部技術管理課担当係長（維持管理推進担当）	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	加 藤 剛
建設部技術管理課担当係長（維持管理推進担当）	建設部総合開発課担当係長（金城・南5区担当）	長谷川 浩
建設部工事課技術第二係長	建設部港湾工事事務所技術第三係長	三 輪 浩 生
建設部工事課設計第二係長	建設部工事課技術第三係長	小 島 秀 明
建設部工事課担当係長（設備設計担当）	建設部施設事務所建築係長	市 川 善 浩
建設部工事課技術第三係長	建設部施設事務所担当係長（電気設備工事担当）	菊 谷 昭 彦
建設部港湾工事事務所担当係長（環境整備担当）	建設部港湾工事事務所 技師	宮 部 直 季
建設部港湾工事事務所技術第三係長 宮城県気仙沼市派遣解除	建設部付係長 宮城県気仙沼市派遣	子 安 誠
建設部施設事務所建築係長	建設部施設事務所担当係長（建築工事担当）	杉 浦 学
建設部施設事務所担当係長（建築工事担当）	港営部管財課担当係長（公有財産調整担当）	佐 田 洋 介
建設部施設事務所担当係長（電気設備工事担当）	建設部施設事務所 技師	尾 畑 真 司
建設部付係長 宮城県気仙沼市派遣	建設部港湾工事事務所 技師	佐 藤 寛 之
監査委員事務局出向（監査課主査）	港営部管財課 主事	今飯田 宜 子
議会事務局出向（議事課調査係長）	総務部職員課担当係長（厚生事業担当）	船 渡 直 樹
企画調整室（調整担当） 主事	総務部総務課 主事	榊 野 まゆみ
企画調整室（調整担当） 主事	総務部行政管理課 主事	高 津 愛 弓
企画調整室（調整担当） 主事	港営部管財課 主事	旗 嶋 賢 治
企画調整室（企画担当） 技師	企画調整室（計画担当） 技師	佐々木 博 一
企画調整室（企画担当） 技師	企画調整室（計画担当） 技師	兼 崎 康 太
企画調整室（計画担当） 技師	建設部総合開発課 技師	有 村 千 鶴
企画調整室（環境担当） 主事	港営部港営課 主事（名古屋みなと振興財団派遣）	野 中 重 成
企画調整室（環境担当） 技師	港営部管財課 技師	石 原 洋 子
総務部総務課 主事	総務部職員課 主事	太 田 ま り
総務部総務課 主事	港営部港営課 主事	宮 田 昇 平
総務部総務課 主事	退職派遣（名古屋港埠頭派遣）	堀 田 直 宏
総務部総務課 主事	港営部管財課 主事	宮 崎 純 子
総務部総務課 主事	港営部港湾管理事務所 主事	朝 倉 大 輔
総務部総務課 主事	（再 任 用）	森 一 雄
総務部危機管理課 主事	総務部総務課 主事	西 村 英 幸
総務部危機管理課 主事	港営部港営課 主事	石 垣 賢
総務部危機管理課 主事	港営部誘致推進課 主事	新 田 雅 文
総務部危機管理課 技師	建設部工事課 技師	中 垣 徹
総務部行政管理課 主事	港営部港湾管理事務所 主事	山 口 敬 士
総務部職員課 主事	総務部会計課 主事	寺 西 俊 樹
出納室兼務解除	出納室兼務	
総務部職員課 主事	港営部港営課 主事（名古屋みなと振興財団派遣）	村 田 英 之
総務部職員課 主事	建設部管理課 主事	栗 野 直 樹

総務部職員課 技師	(再任用)	小笠原 典 城
総務部職員課 技師	(再任用)	磯 松 幸 夫
総務部財政課 主事	港営部誘致推進課 主事	加 藤 雅 也
総務部会計課 主事 出納室兼務	企画調整室(調整担当) 主事	生 田 英 子
総務部会計課 主事 出納室兼務	建設部技術管理課 主事	永 田 知
港営部港営課 主事	総務部総務課 主事	中 保 佐和子
港営部港営課 主事	総務部行政管理課 主事	清 水 綾 菜
港営部港営課 主事	総務部職員課 主事	辻 優 司
港営部港営課 主事	総務部財政課 主事	柴 田 基 亮
港営部港営課 主事	退職派遣(名古屋港埠頭派遣)	四 宮 雅 之
港営部港営課 主事	港営部港湾管理事務所 主事	村 田 由美子
港営部港営課 主事	建設部管理課 主事	柴 田 庸 子
港営部港営課 主事(名古屋みなと振興財団派遣)	企画調整室(調整担当) 主事	樫 本 翔 也
港営部港営課 主事(名古屋みなと振興財団派遣)	港営部港湾管理事務所 主事	平 野 聡
港営部港営課 主事	(再任用)	浅 井 幹 朗
港営部誘致推進課 技師	港営部海務課 技師	吉 川 功次郎
港営部管財課 主事 出納室兼務解除	総務部会計課 主事 出納室兼務	戸 田 恵里奈
港営部管財課 主事	港営部港営課 主事	樋 口 祐美子
港営部管財課 主事	港営部港営課 主事	田 中 芽 衣
港営部管財課 技師	建設部技術管理課 技師	藤 吉 克 弥
港営部海務課 技師	(再任用)	山 田 哲 也
港営部海務課 技師	(再任用)	浜 本 徳 広
港営部港湾管理事務所 主事	企画調整室(調整担当) 主事	西 川 清
港営部港湾管理事務所 主事	総務部危機管理課 主事	荒 川 弘 樹
港営部港湾管理事務所 主事	港営部港営課 主事	安 井 淑 俊
港営部港湾管理事務所 主事	建設部港湾工事事務所 主事	小 西 哲 也
港営部港湾管理事務所 主事	建設部施設事務所 主事	山 本 正 平
港営部港湾管理事務所 技師	建設部施設事務所 技師	鶴 田 昭 憲
建設部管理課 主事	総務部危機管理課 主事	石 田 訓 之
建設部管理課 主事 出納室兼務解除	総務部会計課 主事 出納室兼務	原 のり子
建設部事業推進課 技師	企画調整室(環境担当) 技師	服 部 利久子
建設部事業推進課 主事	港営部港営課 主事	中 村 聡 子
建設部総合開発課 技師	建設部事業推進課 技師	五十嵐 奈 美
建設部総合開発課 技師	建設部工事課 技師	平 井 咲 帆
建設部技術管理課 技師	企画調整室(計画担当) 技師	長 治 淳 嗣
建設部技術管理課 技師	港営部海務課 技師	中 尾 弘 美
建設部技術管理課 技師	建設部総合開発課 技師	大 橋 一 範
建設部工事課 技師	建設部港湾工事事務所 技師	山 田 憲 一
建設部工事課 技師	建設部技術管理課 技師	三 浦 里 奈
建設部工事課 技師	建設部港湾工事事務所 技師	坪 井 俊 樹
建設部工事課 技師	建設部施設事務所 技師	牧 野 紀 彦
建設部工事課 技師	建設部施設事務所 技師	阿知波 良 輔

建設部港湾工事事務所 技師	総務部危機管理課 技師	宮 地 宏 朋
建設部港湾工事事務所 主事	港営部管財課 主事	川 勝 俊 徳
建設部港湾工事事務所 技師	建設部事業推進課 技師	戸 田 賢 寛
建設部港湾工事事務所 技師	建設部技術管理課 技師	原 勲
建設部港湾工事事務所 技師	建設部工事課 技師	今 井 裕 太 郎
建設部施設事務所 技師	退職派遣 (名古屋港埠頭派遣)	小 林 真 由 美
建設部施設事務所 技師	港営部港湾管理事務所 技師	畔 柳 友 章
建設部施設事務所 技師	建設部技術管理課 技師	脇 坂 宗 勝
建設部施設事務所 技師	建設部技術管理課 技師	齋 藤 健 二 郎
建設部施設事務所 技師	建設部工事課 技師	三 輪 修 嗣
建設部施設事務所 技師	建設部工事課 技師	下 田 真 弘
議会事務局出向 (議事課主事)	総務部総務課 主事	佐 藤 佳 恵
企画調整室 (調整担当) 主事	新規採用	小 松 田 雅 人
企画調整室 (計画担当) 技師	新規採用	渡 邊 慧
企画調整室 (環境担当) 技師	新規採用	中 神 陽 介
総務部総務課 主事	新規採用	澤 村 圭 太
総務部総務課 主事	新規採用	酒 井 利 恵
総務部総務課 主事	新規採用	高 橋 留 美
総務部職員課 主事	新規採用	藤 村 周 平
総務部会計課 主事	新規採用	林 祥 代
出納室兼務		
港営部港営課 主事	新規採用	林 祐 太
港営部管財課 主事	新規採用	奥 村 凌
港営部海務課 技師	新規採用	山 邑 経 真
港営部海務課 技師	新規採用	諸 岡 想
建設部管理課 主事	新規採用	水 谷 里 佳
建設部事業推進課 技師	新規採用	江 塚 耀
建設部総合開発課 技師	新規採用	浅 野 貴 也
建設部技術管理課 技師	新規採用	西 村 望
建設部工事課 技師	新規採用	長 屋 佑 美
建設部工事課 技師	新規採用	松 島 凧
建設部港湾工事事務所 技師	新規採用	菅 野 聖 恒
建設部施設事務所 技師	新規採用	田 中 愛 子
(以上4月1日)		